

ヤフー労働組合役員選挙規程

(目的)

第1条 ヤフー労働組合同規約第16条定める役員選挙については、この規程に定めるところによる。

(選挙管理委員会)

第2条 第1条の選挙を行うため、ヤフー労働組合に選挙管理委員会（以下、委員会という）をおく。

- 2 委員会は、組合員の中より執行委員会が任命する2名の委員で構成する。
- 3 委員は、ヤフー労働組合役員の立候補者になることはできない。

(委員会の業務)

第3条 選挙管理委員会の業務は次の通りとする。

1. 選挙の告示
2. 立候補届の受理および発表
3. その他選挙管理に必要な事項

(選挙の告示)

第4条 選挙管理委員会は、役員選挙の行われる議決機関開催日の14日前迄に選挙の告示をしなければならない。

(立候補)

第5条 役員に立候補しようとする組合員は、立候補届を委員会に所定の期日までに、届出なければならない。

(選挙の区別)

第6条 役員選挙の区別は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 委員長 | 1名 |
| 2. 副委員長 | 若干名 |
| 3. 書記長 | 1名 |
| 4. 執行委員 | 若干名 |
| 5. 会計監査 | 2名 |

(選挙方法)

第7条 役員選挙は定数1名の場合は単記、2名以上の場合は完全連記とする。

(信任投票)

第8条 立候補者が選挙の定数以内のときは、信任投票を行う。

(当選者)

第9条 選挙は、有効投票数の最多数を得た候補者から定員までを順次当選者とする。但し、有効投票の4分の1以上の得票を必要とする。

- 2 投票数が同じで当選者を決定できない場合は、当該候補者について再投票を行う。
- 3 信任投票の場合は、有効投票の過半数をもって当選とする。

(補充選挙)

第10条 役員に欠員を生じたときは、議決機関で補充選挙を行うことができる。

(投票用紙)

第11条 投票用紙は委員会で定める。

- 2 投票用紙の交付は、委員会が組合員に交付する。

(無効投票)

第12条 次の投票は、無効とする。

1. 所定の用紙を用いていないもの。
2. 候補者の氏名以外を書いたもの。
3. 定員以上の候補者を書いたもの。または完全連記のとき不完全連記したもの。
4. 候補者の誰を書いたのかを確認できないもの。

(施行)

第14条 この規程は、2012年10月14日から施行する。